

令和 3 年 5 月 12 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01238

研究課題名（和文）トランプ政権下の気候変動対策とカリフォルニア州の動向

研究課題名（英文）Climate policy under Trump administration and California state

研究代表者

辻 雄一郎 (Tsuji, Yuichiro)

明治大学・法学部・専任准教授

研究者番号：00544892

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：カリフォルニア州の法や政策がどのように他州や連邦法に影響を与えるのか、そして、どうして先駆的な取り組みが可能なのかを検討した。この検討を通じて、我が国の気候変動の法と政策に具体的な提言を行った。カリフォルニア州の取り組みは一見すると同州に特有の問題のようにみえるが、日本と同じ問題意識を共有している。各研究者の報告は『アメリカ気候変動法と政策』（勤草書房）に公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

オバマ政権、トランプ政権、バイデン政権と気候変動政策が転換してきたアメリカで、カリフォルニア州がどのように連邦政府と共同し、衝突してきたのかを検討する。カリフォルニア州の気候変動の取り組みが、どのような特徴を有しているかを探り、それがどこまで普遍的で、一般的な争点にまで浮上するかという問題に挑戦している。

研究成果の概要（英文）：This study examined how California's laws and policies influence other states and federal laws, and why California is able to develop pioneering strategies. Through this examination, we made specific recommendations for climate change law and policy in Japan. At first glance, California's efforts may seem to be unique to that state, but it shares the same concerns as Japan. We published Californian climate change law and policy in Japanese.

研究分野：憲法

キーワード：気候変動 カリフォルニア州 アメリカ 電力 合議制機関 NGO 市民 自動車

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

当時のトランプ政権は就任後、大統領命令で気候変動対策を大きく変更し、パリ条約からの脱退を決め、行政規則の変更を行政機関に命じていた。行政規則の根拠となる行政機関の専門的知見は軽視されていた。連邦議会が法を改正しない場合、法の不十分な点を行政機関は行政規則を通じて補充しようとする。大統領のもとにある行政機関が、科学的知見を無視したり、以前の行政規則の規制を緩和させたりするような規則を制定することがある。こうした行政規則が裁判所に持ち込まれた場合、裁判所はどのように行政規則を審査するかが問題になった。

2. 研究の目的

トランプ政権は、オバマ政権の気候変動政策を撤回しようと様々な方法を試みた。矢継ぎ早に大統領命令を発出し、行政機関の長を新たに任命し、前政権時代の行政規則の見直しを命じた。新しい行政規則が裁判所に持ち込まれたとき、裁判所はどのように行政規則を審査するのか、を研究の主眼とした。行政機関の専門性や技術性を裁判所は尊重する傾向がある。

そこで、この大統領命令に対する司法府の判断、行政機関の法解釈を司法府がどのように統制していくのか、行政機関の専門的知見の在り方を明らかにする。

3. 研究の方法

とりわけカリフォルニア州は、連邦議会の意思決定が停滞する中、気候変動対策について先駆的な政策を実施してきた。カリフォルニア州の対策がどのように他州や連邦法に影響を与えているのか、を明らかにしたうえで、その成果を参考にして、我が国の気候変動対策に具体的な提案を行う。

トランプ政権の気候変動政策とカリフォルニア州の関係を検討するにあたって、次の3つの分野から研究する手法をとった。

本研究の研究代表者と分担者は、それぞれ次の目標のもと、研究を進めてきた。

第1に、自動車規制をめぐる州と連邦政府の衝突が問題になる。これは規則を支えるEPA諮問委員会の任命権限と規則を支える科学的妥当性を検討しなければならない。この分野については研究代表者の辻雄一郎が検討した。カリフォルニア州の行政機関が、専門的知見を活用して信頼性を獲得しながら温暖化対策の制度的な基盤を作り上げている点を明らかにした。

第2に、カリフォルニア州における気候変動防止政策の制度的条件を、合議制の行政組織の役割に着目して、久保はるかが検討する。カリフォルニア州の行政機関が、専門的知見を活用して信頼性を獲得しながら温暖化対策の制度的な基盤を作り上げている点を明らかにする。

第3に、カリフォルニア州のゼロカーボン電源100%政策を日本の再生可能エネルギー政策への示唆を求めて黒川哲志が検討する。カリフォルニア州の再生可能エネルギー推進の動向を明らかにする中で、化石燃料使用の抑制と再生可能エネルギーのための制度とそれを巡る紛争を検討することを狙いとした。

最後に、アメリカ気候変動訴訟の意義と市民・自治体の役割を牛嶋仁が検討する。アメリカにおける気候変動関連訴訟の比較研究を通じて、カリフォルニア州の独自の特徴を明らかにしようとする。

4. 研究成果

2021年2月に辻・牛嶋・黒川・久保で『アメリカ気候変動法と政策』(勁草書房)から上梓した。そこでは次のように締めくくった。

2021年1月、バイデン政権は就任直後にパリ条約に再加入し、各国と国際会議を開催し、温室効果ガス削減のリーダーシップを担うことを目標に掲げて気候変動対策を積極的に進めていくことになるだろう。オバマ政権の気候変動政策を後退させるためにトランプ政権が様々な手段を講じてきたように、バイデンもまた前政権の気候変動対策を撤回していくことになるだろう。バイデンは、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロに削減する目標を大統領選挙運動中に掲げていた。2021年就任後、気候変動対策チームを結成し、国内外の政策を促進するために次々に閣僚を任命した。

バイデン政権は、どのように気候変動政策を実施していくだろうか。

第1に、大統領と連邦議会(特に、上院)との対立が予想される。バイデン政権が発足したとしても、気候変動対策を進めていくうえで、連邦議会との対立が避けられないように思われる。大統領選挙と同時に上下院の選挙が行われ、上院では共和党と民主党がほぼ議席数で拮抗している。大統領が上院と対立する可能性は高い。ただし、気候変動対策を評価するうえで、議席数は必ずしも決定的な要素にはならない点に注意しなければならない。共和党の中でも、オバマ・バイデン政権の気候変動に対して穏健な立場を取る議員が存在している。この微妙な政治情勢のかじ取りを大統領は求められることになる。下院ではどうだろうか。下院は民主党が多数派を占めており、気候変動危機特別調査委員会は2020年6月に「地球温暖化危機の解決(Solving the Climate Crisis)」という報告書を発表している。そこでは、自動車両の温室効果ガスの排

出量を 2026 年から 2031 年まで毎年 6% ずつ削減すると提案している。下院の動向が注目される。

第 2 に、バイデン政権は、オバマ時代の気候変動政策の復活と強化を目指している。そのうちのひとつが各省庁横断型の炭素の社会的費用の統一である。この統一された炭素の社会的費用は、様々な行政規則に反映されることになる。2017 年にトランプ大統領が発出した大統領命令第 13783 号は、温室効果ガス削減の便益を評価する際に、個々の行政機関が従うべきは、2003 年行政管理予算局 (OMB) が定めた Circular A-4 であると示していた。この基準をバイデン政権がオバマ政権時代に戻すか、さらに強化することが予想される。

第 3 に、EPA の規模、財政を拡大することが考えられる。トランプ政権は EPA の人的・財政的基盤を弱体化させた。バイデン政権は、これを復活させることが考えられる。

第 4 に、ZEV の普及政策をとるだろう。バイデン政権は、主要な自動車製造インフラに投資して、2030 年末までに ZEV の充電基地を 50 万台にすることを目指している。また、連邦議会との交渉の中で、ZEV の税制控除を見直し、連邦政府の利用する車両を ZEV に移行するだろう。そして、トランプ政権時代の燃費規制を撤回して、カリフォルニア州の独自の規制を認めてきた「やむにやまれぬ特別な条件」を受け入れる可能性がある。

以上は『アメリカ気候変動法と政策』(勁草書房) から、2021 年現在の政治状況を反映して、修正したものである。

本著は、アメリカの気候変動法と政策について、トランプ政権の大胆な政策の転換が法と政策の両局面で大きな影響を与えていることを明らかにした。政策形成や法改正がスピーディなこの分野において、各章は、トランプ政権の交代によって左右されずに法と政策の研究の理論枠組みの普遍性を維持することができたように思われる。その理由は、東海岸で大統領が交代し、連邦議会の気候変動対策に関する意思決定が難航していてもなお西海岸カリフォルニア州は、安定した気候変動対策を実施してきたからである。

この科研費プロジェクトでは、2018 年 5 月に開催された 15th ASLI conference-law into the future- で辻が Why Nuclear power plant reactivates in Japan-analysis of administrative discretion を報告した。2018 年 11 月に台北大学で開催された International Symposium on Climate Change, Environmental Protection, and Energy Security (国際会議) で辻が Thermal power stations in Japan after the Fukushima disaster を報告した。この報告は、Yuichiro Tsuji, Nuclear Power Plant Reactivation in Japan: An Analysis of Administrative Discretion, LSU Journal of Energy Law and Resources, LSU Journal of Energy Law and Resources, vol. 7(1), pp. 52-78 に掲載された。

2018 年 12 月にオーストラリアのボンド大学で開催された Asian Law and Society Annual Meeting (国際会議) において、「Climate Law and Policy in Japan: A Comparison with California」のパネルを立ち上げ、牛嶋が「Opportunities and Challenges of Japan's Climate Litigation」を、黒川が「Renewable Energy Penetration in Japan」を、久保が「Administrative Analysis of Climate and Energy Policy Process」を、辻が「Diesel Car Regulation in Japan and U.S. Delegation Doctrine」を報告した。辻の報告については、Climate Change Action and Adaptation in Tokyo, Wash. J. Env'tl. L. & Pol'y, vol. 11, pp. 89-114(2020) に掲載された。

2019 年 6 月に上智大学で開催された環境法政策学会において、分科会「トランプ政権下の気候変動対策とカリフォルニア州の動向」を立ち上げ、牛嶋が「気候変動訴訟における自治体・NGO の役割」、黒川が「カリフォルニア州の no-emission 電源 100% 対策の法的課題」、久保が「カリフォルニア州における温暖化対策の実施過程 - CARB の役割と HFC 対策」、辻が「カリフォルニア州の自動車規制 休眠州際条項を中心に」、剣持麻衣が (日本都市センター・上智大学大学院) 「NEPA・ESA の下での気候変動リスクの考慮」を報告し、高村ゆかり (東京大学) がコメントした。

2019 年 9 月にカリフォルニア大学バークレーロースクールにて、Climate Change Law in the Asia-Pacific を明治大学とカリフォルニア大学バークレーロースクールで共催し、牛嶋が「Boosting Offshore Wind Power Generation in Japan」、黒川が「Renewable Energy Penetration in Japan」、辻が「Nuclear Power Plants and Terror Attacks in Japan」を報告した。

この報告は Yuichiro Tsuji, Nuclear Power Plants and Terror Attacks in Japan, UC Berkeley working paper series, Climate Change Law in the Asia Pacific, pp. 1-17 に掲載された。2019 年 11 月に辻「大気汚染のリスク評価に関するカリフォルニア州の動向」環境管理 11 号 46-51 頁に掲載された。

COVID-19 のために海外渡航が難しくなるなか、2020 年 9 月にオンライン国際会議 Climate change law and policy in the Asia-Pacific 2020 in Tokyo(online) を開催した。オーストラリア国立大学、カリフォルニア大学バークレーロースクール、ロイファナ大学リユーネブルク、タイ司法省、武漢大学、上海大学、ソウル大学、台湾大学、台北大学、大阪大学、慶応大学から参加者が報告した。この動画と報告の要旨は会議後にインターネットで公開した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 Yuichiro Tsuji	4. 巻 1
2. 論文標題 Nuclear Power Plants and Terror Attacks in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 UC Berkeley working paper series, Climate Change Law in the Asia Pacific	6. 最初と最後の頁 1,17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 辻 雄一郎	4. 巻 11
2. 論文標題 大気汚染のリスク評価に関するカリフォルニア州の動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境管理	6. 最初と最後の頁 46-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuiciro Tsuji	4. 巻 7(2)
2. 論文標題 Nuclear Power Plant Reactivation in Japan: An Analysis of Administrative Discretion, LSU Journal of Energy Law and Resources	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 LSU Journal of Energy Law and Resources	6. 最初と最後の頁 52,78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 阿部満、信澤久美子、辻 雄一郎	4. 巻 10
2. 論文標題 トランプ時代の米国の気候政策	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治学院大学法学研究	6. 最初と最後の頁 235,257
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 阿部満、信澤久美子、辻 雄一郎	4. 巻 15
2. 論文標題 翻訳 規制、トランプ政権、シェブロン法理	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治学院大学法学研究	6. 最初と最後の頁 259,286
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計14件(うち招待講演 3件/うち国際学会 10件)

1. 発表者名 Yuichiro Tsuji
2. 発表標題 Nuclear Power Plants and Terror Attacks in Japan
3. 学会等名 Climate Change Law in the Asia-Pacific (国際学会)
4. 発表年 2019年~2020年

1. 発表者名 Yuichiro Tsuji
2. 発表標題 Climate change action and adaptation in Tokyo
3. 学会等名 16th ASLI Conference, The Rule of Law and the Rule of Law in Asia (国際学会)
4. 発表年 2019年~2020年

1. 発表者名 辻 雄一郎
2. 発表標題 カリフォルニア州の自動車規制 休眠州際条項を中心に
3. 学会等名 環境法政策学会
4. 発表年 2019年~2020年

1. 発表者名 牛嶋仁
2. 発表標題 気候変動訴訟における自治体・NGOの役割について
3. 学会等名 環境法政策学会
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 黒川哲史
2. 発表標題 カリフォルニア州のno-emission電源100%対策の法的課題
3. 学会等名 環境法政策学会
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 久保はるか
2. 発表標題 カリフォルニア州における温暖化対策の実施過程
3. 学会等名 環境法政策学会
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 Hitoshi Ushijima
2. 発表標題 Boosting Offshore Wind Power Generation in Japan
3. 学会等名 Climate Change Law in the Asia-Pacific (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 Satoshi Kurokawa
2. 発表標題 Renewable Energy Penetration in Japan
3. 学会等名 Climate Change Law in the Asia-Pacific (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 辻 雄一郎
2. 発表標題 Diesel car regulation in Japan and U.S. delegation doctrine
3. 学会等名 2018 Asian Law and Society Association (ALSA) conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 牛嶋仁
2. 発表標題 Opportunities and Challenges of Japan's Climate Litigation
3. 学会等名 2018 Asian Law and Society Association (ALSA) conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 黒川哲志
2. 発表標題 Renewable Energy Penetration in Japan
3. 学会等名 2018 Asian Law and Society Association (ALSA) conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保はるか
2. 発表標題 Administrative Analysis of Climate and Energy Policy Process
3. 学会等名 2018 Asian Law and Society Association (ALSA) conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 辻 雄一郎
2. 発表標題 Thermal power stations in Japan after the Fukushima disaster
3. 学会等名 International Symposium on Climate Change, Environmental Protection, and Energy Securit (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 辻 雄一郎
2. 発表標題 Why Nuclear power plant reactivates in Japan-analysis of administrative discretion
3. 学会等名 15th ASLI conference-law into the future- (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 辻雄一郎	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 224
3. 書名 シェブロン法理の考察	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	牛嶋 仁 (Ushijima Hitoshi) (50268968)	中央大学・法学部・教授 (32641)	
研究分担者	久保 はるか (Kubo Haruka) (50403217)	甲南大学・法学部・教授 (34506)	
研究分担者	黒川 哲志 (Kurokawa Satoshi) (90268582)	早稲田大学・社会科学総合学院・教授 (32689)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 Climate Change Law in the Asia-Pacific	開催年 2019年～2020年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------